

あすか訪問看護ステーション

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

あなたに対する訪問看護若しくは介護予防訪問看護（以下「訪問看護」とします）の提供開始にあたり、厚生省令第37号8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者名称	医療法人 海洋会
代表者名	理事長 倉光 正幸
所在地	福岡県福岡市西区大字飯氏字都ヶ浦 243-1
電話番号	092-807-7216

2. ご利用事業所

事業所名称	あすか訪問看護ステーション
指定番号	福岡県 4061190197
所在地	福岡県福岡市西区姪の浜 4-22-6 高田ビル 2階
電話番号/FAX	092-894-1336 / 092-894-1346

3. サービスを提供する地域

通常のサービスを提供する地域	福岡市、糸島市
----------------	---------

4. 事業の目的

居宅において、主治の医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

5. 事業の基本理念

- (1) 訪問看護に必要な知識、技術と人間性を磨き、自己満足に陥ることなく、利用者の権利を尊重し人間同士の信頼関係をつくります。
- (2) 主治医との連携をとり、利用者が安心して看護サービスを受けられるよう努めます。

6. 運営方針

- (1) あすか訪問看護ステーション（以下、事業所とします）の看護師、准看護師、理学療法士、その他の従業者は利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、

心身の機能回復を目指して支援します。

(2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(3) 事業所は必要ときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

7. ご利用事業所の職員体制（令和5年4月1日現在）

職 種	職務内容	常勤	非常勤	合計
管理者（看護師）	訪問看護ステーションの管理・統括	1名		1名
看護師	看護計画に基づく訪問看護の提供	3名		3名
准看護師	看護計画に基づく訪問看護の提供	0名		0名
理学療法士	看護計画に基づく在宅リハビリの提供	1名		1名
計		5名	0名	5名

8. 営業日と休業日

営業日：月曜日～金曜日

営業時間：午前8時30分～午後5時30分

休業日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

お盆（8月13日～8月15日）

但し、緊急時連絡体制として、電話等により24時間連絡がとれる体制を確保します。

9. 利用料

基本利用料として健康保険法または老人保健法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。

利用者は、次の料金表に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及びサービスを提供する上で別途必要になった費用を支払います。

(1) 介護保険給付対象内サービスの利用料金

介護保険給付対象内サービスについては、次表「1回当たりの報酬単価」（福岡市の場合）に利用回数に乗じた額の1割（端数切捨て）が自己負担になります。

（1回当たりの報酬単価—福岡市の場合—）

緊急時加算	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満
6,142円	4,997円	8,732円	11,963円

※時間帯割増料金

早朝（6:00～8:00） 25%増

夜間（18:00～22:00） 25%増

深夜（22:00～翌6:00） 50%増

(2) 老人保健法受給者証・老人医療証による利用の場合は、次の金額が利用者負担となります。

◆ 訪問1回当たり、訪問看護療養費の1割～3割負担

(3) 介護保険給付及び医療保険給付対象外サービスの利用料金

次の費用は全額利用者負担となります。

- ① 日常生活上必要な物品（紙おむつ等）医療材料費（ガーゼ等）
- ② 駐車料金（有料駐車場利用時）
- ③ 緊急時における交通費…②駐車料金以外で訪問看護に要した交通費の実費
- ④ 死後の処置料…10,000円

10. サービス利用のキャンセルとキャンセル料

利用者は都合が生じた場合は、訪問看護サービスの利用をキャンセルすることができますが、この場合、利用者は事業者へその旨を速やかに連絡しなければなりません。

所定のサービス開始時間30分前を過ぎたキャンセル連絡については、事業者は利用者へ次のキャンセル料を請求します

（キャンセル料） 所定の利用料金相当額の100%

11. 緊急時等の対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

主治医	医院名 : 医師名 : 住 所 : 電 話 :
救急隊	電 話 : 119番
居宅介護支援事業所	事業所名 : 担当者 : 電 話 :
ご家族	氏 名 : 住 所 : 電 話 :
ご家族	氏 名 : 住 所 : 電 話 :

12. 苦情申し立ての窓口

以下についてご相談・苦情等がありましたら、ご遠慮なくお申し出ください。

- ① 事業所が提供するサービス内容について
- ② 訪問看護に関する要望等

苦情・相談窓口	電話 : 092-894-1336 FAX : 092-894-1346
担当者(管理者)	手島 紀子
(主な関連先の電話)	
東区 092-631-2131	早良区 092-841-2131
中央区 092-714-2131	西区 092-881-2131
博多区 092-441-2131	糸島市 092-323-1111
南区 092-561-2131	
城南区 092-822-2131	国保連合会 092-642-7859

訪問看護を開始するにあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

事業者 福岡市西区大字飯氏字都ヶ浦 243-1
医療法人海洋会
理事長 倉 光 正 幸 印
(説明者) 福岡市西区姪の浜 4-22-6 高田ビル 2 階
あすか訪問看護ステーション
管理者 手 島 紀 子 印

私は、本書面により、事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

ご利用者 住所 _____
氏名 _____ 印
代理人(ご家族) 住所 _____

氏名 _____